産商商第 23 号 平成16年5月24日

株式会社髙島屋 代表取締役 鈴木 弘治 阪急不動産株式会社 代表取締役 簑原 克彦 様

京都市長 桝 本 賴 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について(通知)

平成15年9月26日付けで届出のあった大規模小売店舗について,大規模小売店舗立地法 (以下「法」という。)の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社髙島屋 京都店 京都市下京区四条通河原町西入真町52番地
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに,大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年通商産業省告示第375号)(以下「指針」という。)を勘案し,届出書類を総合的に検討したところ,本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し,市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

来店客による駐車待ち車両が日曜・祝日を中心に河原町通に縦列し,交通渋滞を起こしている現状は,依然として解消されていません。

設置者は、これらの解消を図り、賛同されている本市が推進する「歩くまち・京都」の実現のためにも、平成13年7月30日の自主的対応策及び今回の変更計画書に記載している車客減少に向けた公共交通機関の利用促進策を着実に実施することはもとより、自営駐車場における入庫処理能力の改善及び新たな契約駐車場である市営四条烏丸駐車場を含めた、全ての契約駐車場への効果的な分散化を図ること等、河原町通の来店客による駐車待ち車両解消に向けた具体的な取組を実施することが望まれます。

#### 意見理由

### 1 現在の状況(立地状況・既存の問題点等)

当該商業施設は,東側が午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日20,538台,休日17,083台(平成11年度道路交通センサス,観測地点番号4022,下京区河原町高辻上ル富永町)である府道下鴨京都停車場線(河原町通)に,北側は同交通量が平日14,927台,休日14,686台(平成11年度道路交通センサス,観測地点番号5023,下京区四条通堺町西入ル立売中之町)である市道嵐山祇園線(四条通)に面しており,四条通地区地区計画区域及び都市計画上の商業地域に立地している。

また,当該地域は,本市を代表する商業拠点である四条河原町であり,周辺は北側及び東側に道路を隔てて商業施設が,南側及び西側に駐車場,民家,寺院等が立地している地域である。

なお,当該商業施設は,隔地契約駐車場を含めて966台の駐車場収容台数を確保しているが,来店客による駐車待ち車両が日曜・祝日を中心に河原町通に縦列し,交通渋滞を起こしており,平成12年10月30日に届出があった店舗面積の増床に係る平成13年7月30日の自主的対応策では,自営駐車場の入り待ち渋滞の解消,契約駐車場を確保することによる駐車場の分散化,公共交通機関の利用促進策について謳われている。

今回の変更は,契約駐車場(市営四条烏丸駐車場)を1箇所増やすことによるものであり,当該契約駐車場は平成16年1月26日から運用を開始しているため,駐車場の自動車の出入口の増及び位置の変更は実施されている。

また,届出のうち駐車場の位置の変更については,法第6条第4項のただし書きによる軽 微認定を行っている。

駐車場収容台数については,自営駐車場収容台数が,484台から436台に減少し,その減少した48台分を,契約駐車場(市営四条烏丸駐車場)を新たに契約することによって確保している。

# 2 説明会の状況

京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき説明会開催不要認定を行ったため,説明会の代わりに届出内容の概要を4箇月間,当該商業施設において掲示した。

## 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画は,自営駐車場の収容台数の減に伴い,契約駐車場(市営四条烏丸駐車場)を増加させるものであり,駐車場の自動車の出入口の増及び位置の変更については,平成16年1月26日から既に実施している。

設置者においては,隔地の契約駐車場(御池地下駐車場,市営四条烏丸駐車場)への誘

導対策として,チラシの配布,看板の設置,警備員による誘導等を行い,新たな契約駐車場の周知及び来店客車両の分散化に努めるとしている。

検討した結果,現状及び予測から契約駐車場(市営四条烏丸駐車場)周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

なお,来店客による駐車待ち車両が日曜・祝日を中心に河原町通に縦列し,交通渋滞を 起こしている現状は,依然として解消されていない。

設置者は、これらの解消を図り、賛同されている本市が推進する「歩くまち・京都」の実現のためにも、平成13年7月30日の自主的対応策及び今回の変更計画書に記載している車客減少に向けた公共交通機関の利用促進策を着実に実施することはもとより、自営駐車場における入庫処理能力の改善及び新たな契約駐車場である市営四条烏丸駐車場を含めた、全ての契約駐車場への効果的な分散化を図ること等、河原町通の来店客による駐車待ち車両解消に向けた具体的な取組を実施することが望まれる。